

「歳入庁」創設に関する 全国社会保険労務士会連合会の見解

1. はじめに

わが国においては、現在の社会保障制度及び税制度について、様々な問題が内包している。

このような状況下において、具体的な将来展望を描くことにより、広く国民に安心感を与え、制度と政策の両面において、信頼の得られるセーフティーネットを確立することが極めて重要である。

今般、議論がなされている「歳入庁」の設置をめぐることは、大前提となる制度のあり方に関する議論が充分であるとは言えず、さらに「歳入庁」設置の各論を検証すると、必ずしも国民サービスの向上に寄与するケースのみとは言えないと考えるところである。

そのため、「歳入庁」設置においては、関係各方面との間で十分に議論・検討がなされ、その上で、その設置要否が問われるべきである。

民主党が平成24年4月17日に公表した「歳入庁設置について（中間報告）」の「Ⅱ．歳入庁設置の基本的考え方」に示されているとおり「歳入庁は、国民に便益をもたらすことを目的として設置されなければならない、設置すること自体が目的化してはならない」ことから、国民的議論により、「歳入庁」設置については、まず社会保障制度のあり方についての議論・整理があり、その上で社会保障制度の維持発展、国民サービスの質・量の向上、各世代の公平性、費用対効果、メリット・デメリットの検証といった様々な観点から十分な精査がなされ、結論が得られるべきである。

2. 全国社会保険労務士会連合会の視点

【1】 「歳入庁」設置により社会保障制度の適正な運用が確保できるか

社会保障制度は、頻繁に発生する適用に関する情報（被保険者の就労状況、標準報酬額等）、随時提出される保険料の免除等の届出・申請に基づいて、保険料

を徴収し、長期間に亘る資格情報（就労状況に基づく被保険者の取得・喪失及びその期間、標準報酬額等）を基準にして給付の支給決定が行われる。このように、適正な適用、適正な徴収、適正な給付が一体となって、運用管理されていることが、社会保険制度の原則であり、必要不可欠な要素であると考える。

保険料の徴収業務のみを切り離して、税金の徴収と一元化した場合、社会保険制度の適用や給付の適正な運用・情報連携という部分において齟齬が生じ、適正な給付を行うことが困難になるなどの問題が生ずることが懸念される。

つまり、歳入庁を検討するにあたって、長期的管理が必要な社会保険と短期的な管理である税との違いについて、両制度の根本に立ち返って、議論する必要があると考える。

【2】 「歳入庁」設置により未適用、未加入問題が解決できるか

社会保険制度における適用の条件（どういった場合に加入するかあるいはできるか）と税制度における課税対象事業所の捉え方等は、複雑に異なっており、適用対象を一律に捉えることは極めて困難である。

つまり、社会保険の各制度における未適用事業所、未加入者を削減するためには、それぞれの制度の適用要件について、広範な検討が必要であると考える。

【3】 「歳入庁」設置により国民年金の納付率の向上が実現するか

現在行われている議論では、「歳入庁」を設置すれば社会保険料の徴収率が向上すると想定されているが、昨今、特に問題視されているのは、国民年金保険料の納付率の低下についてである（平成17年度67.1%→平成22年度:59.3%、-7.8%）。

国民年金保険料の納付率が低下している要因としては、雇用構造の変化や経済状況の悪化など、制度構造上の問題に加え、国民の間に広がっているいわゆる「年金不信」にあると考える。

そもそも国民年金は、厚生年金保険とは異なり、個別徴収（国民一人ひとりが納付する制度）する必要があるため、税と保険料との徴収の一元化によって得られる効果（徴収率向上、徴収業務の効率化、費用対効果の改善など）が、どの程度あるのかは今のところ不明である。

従って、国民年金の徴収事務については、制度の信頼性を確保しつつ、徴収率向上に向けた問題点の整理を行い、国民年金に特化した効率的かつ効果的な徴収体制の議論が必要であると考える。

【4】 「歳入庁」設置により税と社会保険料の双方の徴収率向上が実現するか

社会保険分野における国民年金以外の制度についてみると、厚生年金保険の徴収率は平成22年度で97.8%、労働保険（雇用・労災）の徴収率は97.5%となっており、既に高い水準を維持している。

税の徴収率についても高い水準を示しており、こうした状況下で「歳入庁」を設置した場合、所掌範囲、枠組み、体制（特に人員）など、徴収事務の最適化にあたっての具体的な制度設計等が不明確な中で、税と社会保険料のそれぞれについて、果たして現状以上の徴収率を達成できるのか、実務的な観点から検討することが必要であると考えます。

3. むすびに

本来、社会保険制度は、国民一人ひとりが制度を理解し、国民全体で支える制度であるべきものであって、給付と負担のバランスを勘案しながら、制度が適正に運用されなければならないものである。

今後のあるべき社会保障制度及び税制度のグランドデザインを描いたうえで、社会保険制度の原則を堅持することを前提として、制度不信や制度不安の解消、安心した国民サービスの提供に向けて多面的に議論し、検討がなされる必要があると考えます。

以上